

## 酵母分譲申請書

令和 年 月 日

三重県工業研究所長 様

住 所： \_\_\_\_\_

名 称： \_\_\_\_\_

代表者： \_\_\_\_\_

電 話： \_\_\_\_\_

下記のとおり、酵母の分譲を申請します。

品名 <sup>1)</sup>	数量 (L) <sup>2)</sup>	受取 <sup>3)</sup>	ボトル <sup>4)</sup>	分譲日 到着希望日 <sup>5)</sup>	支払方法 <sup>6)</sup>
		1. 窓口 または 2. 配送 (クール便)	1. 返却 または 2. 返却無し		1. 窓口で現金 または 2. 納入通知書

※注意 太線のところを記載して下さい。

分譲申請は酵母分譲日の3日前(MK1,MK3,MK5以外は7日前)までに行ってください。

分譲日が異なる場合は分譲日毎に申請書を作成してください。

引渡しは代金支払いの完了確認の上で行います。

- 1) 酒類酵母分譲実施要領別紙1の分譲酵母から記載して下さい。(自社酵母の場合はご相談ください)
- 2) 酵母分譲の受付最小単位は1Lとなります。
- 3) 配送にかかる諸経費(540円)が別途必要となり、さらに、クール便の送料は着払いとなります。
- 4) 返却いただいたボトル(コンテナ容器除く)は再利用いたします。返却いただけない場合は、ボトル料金を別途いただきます。  
(PPボトル:680円/本、5Lコンテナ容器:840円/本、10Lコンテナ容器:1,000円/本)
- 5) 配送の場合は到着希望日を記載して下さい。到着希望日の午前着指定で発送します。
- 6) 納入通知書の作成・郵送に1週間ほどかかり、さらに、納入通知書による支払いの確認に5日ほど要するため、急な申請には対応しかねます。余裕を持った分譲申請をお願いします。

以下の表は、記入しないでください。

酵母単価 (1L)	数量 (L)	酵母料金 (消費税8%対象)	配送諸経費 (消費税10%対象)	ボトル・コンテナ代 (消費税10%対象)	合計金額
3,000円		内消費税(8%) 円	小計 円	PP	円
				5L	
				10L	
		内消費税(10%) 円			円

収入担当者確認	調定年月日	
	決定金額	
	納入通知番号	